

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に
 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 (案) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第27条の2 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第27条の2 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>
<p>第27条の6</p>	<p><u>第27条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第42条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2から第27条の5までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第42条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2から第27条の6までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第50条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2から第27条の5までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第50条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2から第27条の6までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>

(準用)

第58条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2から第27条の5までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第79条の2 一略一

(衛生管理等)

第80条 一略一

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第82条 第26条の2、第26条の3及び第27条の3から第27条の5までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

(衛生管理等)

第92条の2 一略一

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第94条 第26条の3、第27条の3から第27条の5まで及び第79条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)

第103条の3 第26条の3、第27条の3から第27条の5まで、第79条の2、第85条及び第87条並びに第4節(第94条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)

第109条 第26条の3、第27条の3から第27条の5

(準用)

第58条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2から第27条の6までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第79条の2 一略一

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者

は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第80条 一略一

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第82条 第26条の2、第26条の3及び第27条の3から第27条の6までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

(衛生管理等)

第92条の2 一略一

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第94条 第26条の3、第27条の3から第27条の6まで及び第79条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)

第103条の3 第26条の3、第27条の3から第27条の6まで、第79条の2、第85条及び第87条並びに第4節(第94条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)

第109条 第26条の3、第27条の3から第27条の6

まで、第79条の2、第85条、第90条から第93条まで、第95条及び第96条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第96条中「第85条」とあるのは「第109条において準用する第85条」と、「前条」とあるのは「第109条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第116条 第26条の3、第27条の3から第27条の5まで、第79条の2、第80条及び第90条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

(準用)

第134条 第27条の3から第27条の5まで、第79条の2及び第92条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(準用)

第144条 第27条の3から第27条の5まで、第79条の2、第92条の2、第130条及び第131条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第27条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは、「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第151条 一略一
2～5 一略一

(準用)

第153条 第26条の2、第26条の3及び第27条の3から第27条の5までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

第157条 第26条の2、第26条の3、第27条の3から第27条の5まで、第146条、第148条から第152条まで、第154条及び第155条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

まで、第79条の2、第85条、第90条から第93条まで、第95条及び第96条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第96条中「第85条」とあるのは「第109条において準用する第85条」と、「前条」とあるのは「第109条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第116条 第26条の3、第27条の3から第27条の6まで、第79条の2、第80条及び第90条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

(準用)

第134条 第27条の3から第27条の6まで、第79条の2及び第92条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(準用)

第144条 第27条の3から第27条の6まで、第79条の2、第92条の2、第130条及び第131条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第27条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは、「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第151条 一略一
2～5 一略一

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第153条 第26条の2、第26条の3及び第27条の3から第27条の6までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

第157条 第26条の2、第26条の3、第27条の3から第27条の6まで、第146条、第148条から第152条まで、第154条及び第155条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

第163条 第26条の2、第26条の3、第27条の2から第27条の5まで及び第150条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。

附 則

1～3 一略一

4 第128条及び第140条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される第137条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

第163条 第26条の2、第26条の3、第27条の2から第27条の6まで及び第150条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。

附 則

1～3 一略一

4 第128条及び第140条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される第137条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第27条（第35条において準用する場合を含む。）、第40条、第48条、第56条、第79条、第92条（第103条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第101条、第114条、第122条、第132条、第142条及び第150条（第157条及び第163条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「規則」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、規則」とする。